經濟論叢

第110巻　第1·2号

企業的マーケティング論の成立……橋　本　　勲　1

生産性・分配率・賃金と物価……小　川　　登　23

わが国電機産業に対する直接投資……藤　原　貞　雄　45

通貨供給と経済成長理論……西　村　　理　65

研究ノート

レーニンの「辺境地」論……保　坂　哲　郎　88

昭和47年7・8月

京都大學經濟學會

わが国電機産業に対する直接投資

——第１次大戦前の場合——

藤　原　貞　雄

はじめに

今日，直接投資にかかわる諸問題が社会的にも理論的にも大きく取上げられている。これは現在，アメリカの巨大企業を中心とした直接投資活動が，民間間接投資，国家資本投資，国際経済機関の投資，さらには商品貿易と一体となって他国の私企業のみならず国民経済に重大な影響を与える程にまで成長した事実を反映している。元来，直接投資，とりわけアメリカの直接投資は，両大戦間を過渡期として，1950年代以降全面的に展開してきた資本輸出形態であり，発展途上国，先進資本主義国を問わず経済的に進出する際の最良の形態として発展して来た。したがって，第２次大戦を境とする世界の政治的経済的環境の相違を十分に認めた上で，今日を展望する萌芽として戦前の源流に遡り直接投資活動を把握することも種々の議論を整理する上で重要であろうと思う。

私はこの作業の一端として，本稿では第１次大戦前の対日直接投資の問題として，とりわけ，日本資本主義が何故に対日直接投資を必然化させ，それは何をもたらしたのかという問題として整理したい。現在，日本に対する直接投資は戦前と比較して，質量共に比重を増しており，日本資本主義にかつてない問題を投げかけていると思われるからである。

戦前における対日直接投資は間接投資と比較して量的に少ない。例えば，直接投資残高は1906年に1,000万円になり，９年から25年まで年平均2,700万円，26年に9,200万円，28年に１億1,400万円に達した程度であり[1]，その投資範囲は

1）大蔵省理財局「金融事項参考書」各号の「外人の内地銀行会社放資（見込額）」欄による。以降1931年まで変化なく，31年以降この欄の記載なし。

商社，保険業を除けば，21業種82社に及ぶ程度である[2]。対日投資中に占める直接投資の比重は投資残高が最高を示した1930年に残高総額24億6,600万円中1億1,400万円と4.6%にすぎない。また1941年末の日本興業銀行調査は日本法人総資本に占める外国総資本の比重は約0.3%，工業部門だけを取上げれば約0,5%にすぎないとしている[3]。この比重が対日直接投資の相対的重要性をそのまま語るものでないことは言うまでもない。しかし，私が本稿でわが国の電気機械産業――以下電機産業と略す――に対する直接投資を取上げた理由は，第1にこの部門に対する直接投資が工業部門において群を抜いた高い比重を示しているからである。前述調査によれば，日本電気，東芝電気，富士電機，三菱電機，住友電気工業の当時の大手5社の払込資本金に占める外国側企業及び外人の払込資本金の比重は4億4,850万円中7,250万円[4]と約16%を占めており，またこの額は同年の直接投資残高の約64%を占めることになるという量的側面の重要性である。第2に，レーニンは『帝国主義論』において電機産業を「技術の成果にとって，19世紀末から20世紀初めにかけての資本主義にとって，もっとも典型的な産業」[5]と特徴づけているが，電機産業は軍事的・政治的・経済的集中性を高度化する重要な諸手段を供給する産業部門として，帝国主義の発展成長期に急激に成長した。とりわけ急速に帝国主義国へ成長した日本資本主義にとって，その脆弱性を補完する手段を供給するこの部門が対日直接投資の過半を越える投資を受け，外国電機独占資本の直接の干渉を受けるに至ったことは，日本資本主義の構造にかかわる質的重要性を持つと思われるからである。

分析は第1次大戦前に限った。その理由は国際的電機独占資本の海外投資活

2) 外務省特別資料部「日本に於ける外国資本」昭和23年，68-9ページ。電気機械関係9社が機械関係24社に続いて多い。

3) 日本興業銀行外事部「外国会社の本邦投資」昭和23年，41-2ページ。1930年代にかなりの外国資本の引上げがあったこと。この調査が投資国を米，英，オランダに限り，しかも支店，出張所を除いていること，日本法人総資本が公称資本金であるのに対し，外国総資本が払込資本金であること等によって，その比重は現実より低くあらわれている。

4) 前出「外国会社の本邦投資」44-5ページ。この数字が時期的に低くあらわれることは前注で述べたとおりである。

5) レーニン「資本主義の最高の段階としての帝国主義」「レーニン全集」22巻，大月版，283ページ。邦訳では「電気産業」となっているが本文の内容から電気機械産業のことと理解できる。

動の環境は第1次大戦を契機として異なり，また日本資本主義の発展段階，従って電機産業のそれも異なるからである。

I　電機産業の形成と直接投資の現実化過程

a　直接投資の自由化

政府の対外資政策は現実には日清戦争直後まで外資排除政策であった[6]。この政策の基礎には，維新以来，急速な資本主義発展をみているとは言え，今なお原蓄段階にあって，資本蓄積の不足を外国資本に依拠しなければならない程の資本制生産の発展段階には達していなかったという事実があった。それと共に不平等条約によって居留地が設定され，居留地外商の輸出入取扱高が日本商人のそれを圧倒し，関税自主権を奪われ，外国商品の輸入を規制することができず，治外法権が強制され，公平な商業活動が困難といった条件下では，外国資本の対日投資を排除することは日本の経済的植民地化を防ぐ唯一の残された手段だったからである。

日清戦争後，外資排除政策は外資導入政策にかわった。「戦後経営」と呼ばれた，軍備・政府公共部門の拡大充実を図りながら，他方で，戦争を契機として急速に増大した民間企業の資金需要に対応する必要があったからである。また，1894年の改正日英通商航海条約の調印と日清戦争の勝利によって，外資導入による経済的植民地化の危険をまぬがれたからである。しかし，ここで注意すべきことは，政府樹立以後30年間，政府は実際においては外資排除政策を採ったが，このことは政府が対日直接投資の排除を意志統一していたことを意味しないことである。直接投資の自由化――もちろん，当時こうした概念は存在せず，「内地雑居」，「内地解放」と呼ばれた――は，すでに井上馨外相が1882年に開いた各国との条約改正予備会議（予議会）で日本側から提案されており[7]，

6）堀江保蔵「外資導入の回顧と展望」昭和25年，35-6ページ。

7）イ，井上馨侯伝記編纂会「世外井上公伝3」昭和43年，907-37ページ。1887年7月，井上外相は条約改正反対の声の高まりに抗して，条約改正締結理由書を内閣に提出した。この理由書（意見書）の内容は多岐にわたっているが，内地解放がわが国経済に利益が多いことを力説している。利益は第1に外国人が国内で「大ナル製造所ヲ創設シ，我国未ダ有ラザルノ工業ヲ起」こす

むしろ自由化が政府中枢の一貫した方針であったことに注目すべきである。政府は外国からの要求の強かった内地解放＝直接投資の自由化（居留地内での投資は自由であったから正確には完全自由化）を条件として治外法権撤廃を得ようとしたのである。周知のように，井上外相，大隈重信両外相はその条約改正交渉が日本に不利であり屈辱的であるという世論に席を追われ，また，青木周蔵，榎本武揚，陸奥宗光らの外相もこうした世論を最大限考慮せざるを得なかった。この意味では，直接投資の自由化を維新以来30年間阻止し得たのは，民権派さらには国権派まで含む国民の世論であった。

第1次大戦前の政府の直接投資の導入策は新条約にもとづく1899年の治外法権の完全撤廃，内地解放とこれを前提とした新商法の実施に始まり，1910年の外国人の土地所有権の公認（同年法律59号）によって完成すると考えられる。97年の貨幣法，すなわち金本位制の実施はイギリス，ドイツについでフランス主導のラテン貨幣同盟が事実上崩壊し，ヨーロッパの資本主義国の金本位制へ移行し，アメリカもまた金本位制へ移行する――日本より3年遅れる――という金によって結合されようとする世界資本主義体制に日本もまた参加し，資本元本，利潤，利子の本国輸送を保証することで外資導入をその形態を問わず促進する役割を果した。注7で触れたロエスレル商法草案は修正を経て1890年に公布された（旧商法）。しかし前に述べた事情から完全に治外法権すら撤廃できない以上施行すべきでないという反対が強く，一部を除いて施行が延期され，18

ことによって「財本増殖ノ一源ヲ得ル」ことができる。すなわち資本が輸入されることと外国人企業の高い生産力によって商品価格が従来より低減し，その分だけ消費者の貯蓄が増すことによって資本が増加する。第2に労働者が外国人の経営する工場で新知識を得，全国に広げることができる。第3に労働者の賃金が増加し，生活水準があがる。第4に日本人経営者が外国人から「大規模ノ事業ヲ管理指揮スルノ方法」を学ぶことができること等であった。彼の意見は開港以来の政府の通商政策を賞賛し，内地解放によっても外国資本の支配を招く恐れはないという一方的，楽観的なものであるが（この点で井上清教授の激しい批判がある。井上清「条約改正」昭和30年，117-8ページ参照），外資排除論が優勢な中で，外資導入論が主として外債発行論であったのに対し，直接投資論として外資導入を推進しようとしている点に他の論者に見られない特徴がある。

ロ．外国人，外国会社の日本における商行為を規定するのは商法であるが，商法の原案は1884年に司法省顧問ロエスレル（Hermann Rosler）によって「商法草案」としてすでに完成していた。「商法草案」が，冒頭，総則第2条で外国人の日本における営業の自由，準則主義の規定をかかげたことは注目すべきことである。

99年7月より各国との間で治外法権が撤廃されることになり，前年98年の第13回帝国議会で新商法の実施が決定された。新商法は第2編第6章で外国会社の章を設け，第258条で準則主義を規定し，この年から新商法に基づいて対日直接投資が法的にも可能となった。また外国人の土地所有権の公認は土地を生産手段，蓄財手段として所有することを認めることによって，外国人の直接投資活動を完全に保障する意味を持った[8]。

外資輸入残高の動きは表1に示されるように日清・日露戦争後の資金需要の激増とこれを補う外資導入の法制的措置と結びついて動いている。

表—1　対日直接投資残高推移
（単位百万円）

年末	間接投資	直接投資	合　計
1897	43	不詳	43
1899	141	〃	141
1901	141	〃	141
1903	195	〃	195
1905	1,409	5.1	1,414
1907	1,383	18.0	1,401
1909	1,537	24.3	1,561
1911	1,738	28.1	1,767
1913	1,944	26.5	1,970
1915	1,909	28.1	1,937
1917	1,728	26.2	1,754

出所）大蔵省理財局「金融事項参考」
外資輸入現在高表より作成。

直接投資の自由化は，間接投資が興銀の設立等によって積極的に導入された[9]ことに比べて消極的であり，外国人の鉱業権については1905年まで認めず，外国人の土地所有——日本人の土地所有を認める国の外国人に限る——の公認まで10年以上要していることから慎重に行なわれたと言ってよい。これは，この時期ようやく産業資本の基礎を固めつつあった日本資本主義が治外法権撤廃を実現したとは言え，今だ十分な関税自主権を得ることができない条件のもとで国内市場の保護を可能な限り考えなければならなかったことの反映であり，外国資本への警戒を示している。この点では，今日の多くの発展途上国が土地提供，税法上の特典供与等によって外国資本の直接投資を積極的に導入し国内市場の開発を行なおうとしていることと対照的である。

8）ボアソナード，外国人に対する土地所有権の禁を撤する利益に付て，「法学志林」第5巻第43号，明治36年，2-8ページ。
9）1905年の鉄道，鉱業，工場の3抵当法，担保付社債信託法は社債の外国での発行を容易にするためのものだった。

しかし問題は本稿で取上げる電機産業では，この部門の独占的企業を創出，支配する程に外国資本の進出を見たということである。まず，海外におけるこの部門の独占資本の成立と国際競争の激化という背景のなかで，政府が採った政策を確認し，日本資本主義の構造の中にこの期の電機産業に位置づけることが必要であろう。

b　国際競争と敗北

わが国の電機産業においては日清戦争前の1890年前半に有線通信，電話，電球，重電機の各部門に後に大手企業として発展した企業が形成された。電信電話機部門の明工舎（後の沖商会）が91年，電球部門の白熱舎（後の東京電気）が90年，重電機部門の芝浦製作所が93年に創業した。当時，これらの企業は小さな工場に旧式の小型旋盤や自家製の工作機械を数台取付け，数人から数十人の

表—2　規　模　比　較（1891年）

	Edison General Electric 社	Thomson-Houston 社	Westinghouse 社	東京電気1)
年間販売高（1万ドル）	1,090	1,030	500	38,000円
公称資本金（1万ドル）	1,500	1,040	500	150,000円
従業員（人）	6,000	4,000	1,300	99

出所）アメリカ3社は，H. C PASSER, *The Electrical Manufacturers 1875-1900*, p. 150.
1）東京電気は1899年の数字「東京芝浦電気株式会社85年史」の各表より。

職工が働いている町工場の段階にすぎなかった。白熱舎は設立資本金2,000円だった。芝浦製作所もまだ三井銀行の管理下にあり，電気機械だけでなく，機械類一般の修理・製造を行なう三井系企業の附属工場にすぎなかった。電信電話部門の明工舎が官軍需に支えられ比較的順調であった。他方，アメリカの電機産業の独占体制は，1890年代の前半に確立した。業界1位，2位を占めるEdison General Electric 社と Thomson-Houston 社は92年に合併して General Electric 社——以下 GE 社と略す——となり，その支配権をモルガン・グループが握った。この年以降，ロックフェラー，メロン・グループに属する Westinghouse 社——以下 WH 社と略す——との2社独占体制が成立している。ヨーロッパ，とりわけドイツでも同様な事態が進行し，20世紀初頭には国際電

球カルテル体制が成立する程に発展している。「まさに，わが国の電気機械企業は，世界の独占資本が世界市場の分割を完了しつつある時期にようやく成立したのである。」[10]

日清戦争以後の急速な資本主義発展につれて，電機市場は拡大し，外国電機製品が輸入された。日本はそれ自体が市場として有望であったに止まらず，広大な中国市場の前進基地として政治経済的条件を備えていた。すでに，1899年に直接投資は自由化されていた。もし，わが国の電機資本が生き残ろうとすれば，積極的に外国資本の投資を受入れることによって，資本・技術基盤を強化し，他の外国資本および国内資本との競争において有利な位置を占めるか，あるいは，政府の保護政策によって資本・技術基盤を強化し外国資本との競争に勝つかのどちらかしかなかったが，電機資本は後者の方法を期待できなかった。何故なら，第1に，当時の日本資本主義は製糸・紡績などの繊維産業を輸出産業部門とし，この部門が得た外貨で原材料及び機械類を輸入し，軍事主導のもとで製鉄・造船等の軍事関連重工業の発展を図る態勢をとっていたが，第1次大戦前においては，電信電話機部門を除けば，電球部門は国内向け消費材生産部門（日露戦争前後までは奢侈品生産部門ですらあった）にすぎず，重電機部門も機械工業の極めて小規模な亜部門にすぎず，輸出産業部門でもあるいは軍事関連部門でもなかったからである。第2に，日本資本主義が電化の要求を内在し，したがって国内電機市場の急速な拡大の必然性があったが，国内電機資本の保護政策は電化の要求を拒むことになったからである。高額小作料と低賃金が国民の消費水準を抑え，本来大衆消費材である電球の需要を1910年代になるまで十分に拡大しなかったし[11]，また豊富廉価な労働力と長時間労働は旧式の蒸気機関の一掃を妨み，工場電化を1910年代後半まで引きのばし[12]，重電機市場の

10）竹内宏「電気機械工業」昭和35年，110ページ。

11）逓信省電気局「電気事業要覧」大正8年によれば戸数100戸当り電灯取付戸数は1907年2.3戸であったが1913年23.7戸1917年43.2戸と急速に増加した。

12）小山弘健，上林貞治郎，北原道貫「日本産業機構研究」昭和18年，235-7ページ，電化率（%）＝工場電動機馬力数÷工場動力機総馬力数×100は官営工場が当然高かったが，1917年，官営，民営工場共に50%を越えた。

発展を遅らせる要因となったが，他方で日本資本主義の軍事的性格は電信電話事業の官営決定によって，早期に安定した市場を創出し，「文明開化」による近代化と夜間労働の要請は，アメリカとはちがって電球製造資本から独立した電灯事業を先行的に生み[13]，電球市場を拡大し，さらに動力資源の貧困は水力発電による電化の要請となって重電機市場を拡大する等，日露戦争以降，国内電機市場は急速に拡大したことに注目すべきである[14]。

したがって，市場拡大要因に対応するために政府は資本自由化による電機産業の近代化政策を採らざるを得なかったのであり，国内電機資本には前者の方法しか残されなかった。外国電機独占資本の直接投資の現実化過程は，わが国の資本が国際競争に敗北して，あるいは将来の敗北を未然に防ぐために，資本・技術を受入れる過程として展開した。

各々の部門での直接投資の現実化過程を少し立入って述べれば次のようなものであった。

(1) 電信電話機部門　この部門はすでに述べたように官軍需に支えられ順調に発展していた。沖商会などの国内企業とアメリカの Western Electric 社[15]——以下 WE 社と略す——等の輸入品が激しい競争をしていたが，1896年に始まった電話事業第1期計画（7ヶ年継続事業，総額1300万円）の電話機，交換機はWE社が一括受注した。1898年，WE社は競争激化を恐れ「沖商会トノ間ニ利益ノ衝突ヲ避ケン為メ物品ノ輸入又ハ日本ニテ製造ヲ為スニ係ラズ総テノ商売ニ於ケル利益分配ニ付予約ヲ整ヘ置クコトヲ提議ス。……日本帝国ノ法律改正セラレ外国人ノ名義ニテインタレスヲ保有スルコト許サルルトキニテハ沖牙太郎及沖商会ノ業務ニインタレス・テーキング選択ヲ希望スベキコトヲ了解セラルヘシ」[16]（傍線原文ママ）と交渉した。この交渉は沖商会の一方的利益持出しを

13) 1886年に東京電灯，89年に神戸電灯，大阪電灯，京都電灯などが開業した。
14) 前出「日本産業機構研究」234ページ。電動機馬力数で国内電機市場を表現すれば1906年を基準にして，1908年2倍，11年7.3倍，1913年12倍と伸びた。
15) WE 社は有名な American Telephone & Telegraph 社の電話機製造部門を担当する会社で，アメリカ国内の電話機生産を独占し，活発な輸出を行なった。
16) 久住清次郎「沖牙太郎」昭和7年，95-7ページ，WE 社秘書役W・T・カールトンの沖牙太郎への信書（1898年3月1日付）。

要求したにすぎず，沖商会は拒絶した。このため，WE 社との提携を目的に，同年，日本電気合資会社が設立され，翌年，商法改正と同時に同社は改組され，WE 社との合弁公社日本電気株式会社となった。

この部門は，既存企業への投資に失敗したアメリカ資本が新規に完全子会社に近い合弁会社をつくり，日本市場を次第に独占した過程であるが，次に見る電球部門のように競争→敗北→投資受入とならなかったのは，当時の電信電話機部門の技術水準で不十分ながらも外国資本と対抗できた[17]こと以上に，この部門の市場が圧倒的に官軍需市場であったために，安定かつ国内資本に有利であったからである。

(2) 電球部門　電灯会社が，1880年代末から90年代にかけて続々と設立され，電球市場は拡大したが，輸入電球が完全に市場を支配した。電球輸入関税は1904年まで従価6％（同年7月から10％）で無保護に近く，国内唯一の電球製造会社，東京電気（1899年設立，元の白熱舎）は常に外国電球に対抗し得る品質と価格を要求されたが，直接投資が自由化された99年，従業員99人，払込資本金9万円，月間電球販売個数1万1,000個余りの小企業では少品種大量生産で生産コストを引下げるに限界があった。日露戦争による工業用電力需要の拡大が民間電灯を圧迫し，電灯料金の高騰をもたらしたことによる，電灯需要の減退と電球の供給過剰のために東京電気の業績は極端に悪化し1903，4年には「金融の道は絶たれて，運転資金や従業員の給料支払いにもこと欠くしまつとなった。」[18] このため同社は資金獲得のため増資を3回計画したが応ずる者なく失敗し，遂に「GE 社に融資を仰ぐ」[19]（傍点引用者）ことになった。GE 社は村井兄弟商会の財務部長淺部忠彦に東京電気の内容調査を委嘱し，その報告から同社の販売網と技術水準に着目し，1905年，増資25万円のうち20万4,000円を引受けた。同時に GE 社の電球生産設備，技術を東京電気に投入し，日本市場独

17) 有沢広巳編「現代日本産業講座」第6巻「機械工業」2，22ページ。つけ加えれば，政府の手による電気技術の研究は明治初頭の電信部門に限られた。
18) 東京芝浦電気株式会社「東京芝浦電気株式会社85年史」（以下「東芝社史」と略）昭和38年，13ページ。
19) 前掲書，15ページ。

占の作業に着手した[20]。

(3) 重電機部門　日露戦争後，重工業部門の成長につれて産業用動力源は官営工場を先導として，電力の比重が増大した。[21] また第1次大戦中の1917年に工場電化率（注12参照）は官営民営工場共に50%を越えた。電力コストは発電規模が大きくなる程低下するので，大容量高電圧長距離送電が必要となり，発送変電設備の大容量化をもたらした。重電機器の製作は高度の技術と関連工業の発達を必要とするので，ようやく重工業建設が軌道に乗りはじめた日露戦争後から第1次大戦まで大容量機器は外国製品に依存せざるを得ない情況であった[22]。

株式会社芝浦製作所は1904年に三井鉱山合名会社から独立発足したが，その時，公称資本金100万円，従業員803名，工場敷地3万4,000m²で，当時の水準では大会社であった。同社は技術面では前身の田中製作所（1875年創立）以来の蓄積を持ち，資本面では三井財閥に基盤を持っていたため，重電機部門にあっては圧倒的な地位を保持していたが，上述の重電機の大容量化に対応できなかった。しかも日露戦争後に簇生した国内重電機企業との競争が激化していた[23]。したがって，芝浦製作所がその圧倒的地位を保持しようとすれば外国重電機技術を獲得し，それをもって競争手段とし，外国資本による市場の独占を阻止すると共に，他の国内企業に対する優位性を決定的にすることしか残されていなかった。「いま日本ですぐれた電機工場をつくるのに問題になるのは，資本よりもむしろ技術である。しかし，いまの芝浦製作所には，研究所をつくるだけの余裕がない。この際，世界有数の電機製作所と提携して，その知識と経験と

20) 前掲書，16ページ。東京電気第14期事業報告書は次のように述べている。「米国ゼネラル会社ハ契約ニヨリテ其秘密製造方法及特許使用権ヲ当社ニ譲リ，其経験ヲ悉ク本社ニ移サンガ為ニ同社独特ノ諸器械ヲ送リ，之レガ設置及斯業ノ指導ノ為メ電球製造技師ヲ渡来セシメ，該技師目下既ニ本社ニ於テ斯業ニ従ヒツツアリ，右機械新方法ニヨル製作品ノ本邦市場ヲ圧スルノ日亦タ近キニアリ，即チ今ヤ会社経済上ノ基礎ハ牢固トシテ益々堅ク事業拡張ノ計画モ既ニ成リ……。」

21) 前出「日本産業機構研究」235-7ページ。

22) 日本電機工業会「日本電機工業史」昭和31年，59ページ。

23) 1905年，電業社原動機製作社，翌年，三菱造船所電機工場，07年，高村電機製作所，08年，日立鉱山修理工場（1911年に日立製作所に発展）等が設立された。

を吸収するのが得策である。それにはGE社と提携するのが最良である」[24]という意見が採用され，1910年5月，臨時株主総会でGE社との提携，増資が承認され，資本金200万円（4万株）となり，GE社は新株式9,900株を手に入れた。

戦前の対日投資と対外資政策の実証的分析について秀れた先駆的業績を残された堀江保蔵教授は20世紀初頭から増大した対日直接投資について「日露戦争によって消耗した企業資本は，政府の外債政策によって可なり補充せられていて，企業が必要としたのは資本よりもむしろ技術であった。このようなわけで，直接産業投資の大部分は，日本資本との共同企業の形をとり，而も技術的提携を主眼とするものが少くなかった」[25]（傍点引用者）と概括されている。しかし少なくとも，本稿で取上げた電機産業の場合，直接投資を受入れた過程は「資本よりもむしろ技術」を必要としたからとは言えない。日本電気は形式は合弁会社であるがWE社の完全子会社にすぎず，東京電気の場合はむしろ技術よりも資本を必要としていたのであり，芝浦製作所の場合ですらも，提携しなければ遅かれ早かれ国際競争戦に敗北せざるを得ない，あるいは他の国内企業が外国資本と結びついて同社の地位を危うくするであろうという現実が提携を強制したのである。したがって，技術獲得の視点からのみ外資導入を説明することは少なくとも電機産業では一面的であり，当時の国際的競争の現実を無視する結果になると思われる。また企業提携，合弁企業形態をとった理由についても別の視角からの検討が必要であろう。

II　アメリカ電機資本の支配

上述の3社は，WE社，GE社の投資受入れによって急速に独占的企業に発展した。日本電気は先発の国内メーカーである沖商会，共立電機電線のシェアに強引に割込み「明治45年に早くも官需民需共に50%を占め，大正14年には官需においては70.2%を占めるに至」[26]り，資本金も設立時（1899年）から1920年

24）前出「東芝社史」59ページ。
25）前出「外資導入の回顧と展望」126ページ。
26）日本電気株式会社「65年のあゆみ」昭和33年，15ページ。

までに42倍と急増した。東京電気は1905年，従業員165人，年間電球売上高8万7,000円が1920年には3,900人，812万円，資本金も20倍に膨脹した。同社は後発電球メーカーに市場協定を強制し，1914年には電球カルテルをつくりあげ，さらに中堅電球メーカーの系列化，吸収合併を進め巨大な独占体に成長した。芝浦製作所も1910年，従業員1,100人，売上高78万円が1920年には4,300人，2,200万円，資本金も4.5倍となった。

この急速な発展過程は同時にアメリカ電機資本の支配の深化の過程でもあった。戦前の対日直接投資の研究の原典となっている「外国会社の本邦投資」は外国資本が「その資本効率を昂める為，投資会社を搾取したと云うが如き事例には殆んど接しない」[27]，「1，2の例外を除いては，その支配は微温的なものであったと云い得よう」[28]と述べ，国際的な支配従属関係に否定的である。こうした見解は直接投資受入の必然化を単純に外国技術の獲得に求める視点や支配を外国資本の持株比率や役員比率に限定したり，外国資本が日常の営業活動全般に干渉することと考え

表—3　日本電気におけるWE社の資本比率

年[1]	公称資本金	払込資本金	WE社の出資額[2]	WE社の資本比率
	万円	万円	万円	%
1899	20	15	8.1	54.0
1918	500	375	217	57.9
1920	1,000	625	367	58.6
1925	2,000	1,250	738	59.0
1928	2,000	1,750	1,032	59.0
1932	1,250	1,250	625	49.9
1940	3,000	3,000	985	32.8
1942	5,000	5,000	984	19.7

1)　1906年から1917年まで資料に記載なし。その他の年についても記録がないため，増減変化の大きかった年を特にとりあげた。
2)　WE社以外に数名の個人外人株主はWE社出資額に含めた。
出所）「外国会社の本邦投資」100-102ページ。

表—4　東京電気におけるGE社の持株比率

年	公称資本金	総発行株数	GE社持株比率	外人持株比率
	万円	万株	%	%
1905	40	0.8	51.0	5.2
1910	160	3.2	55.3	17.4
1915	360	7.2	55.3	15.5
1920	1,000	20	56.5	9.4
1925	2,100	42	57.0	6.1
1930	4,200	84	52.3	5.4
1935	3,950	79	40.0	5.6
1938	5,950	119	35.8	3.8

出所）「東芝社史」の各表より作成。

27)　前出「外国会社の本邦投資」24ページ。
28)　前掲書，34ページ。

ることから生じている。持株比率や役員比率は企業の支配関係を直接明瞭に示すとは言え，その他にも複雑で決定的な仕組みが備えられているのであり，このような仕組みを含めて支配の全体像を明らかにする必要があろう。ここでは3社の持株，役員比率の他に，技術支配，原材料支配，市場支配・販路制限の諸側面から明らかにしてゆこう。

表—5　芝浦製作所におけるGE社の持株比率

年	公称資本金	総発行株数	GE社持株比率	外人持株比率	三井家持株比率
	万円	万株	%	%	%
1910	200	4	24.8	3.6	52.2
1915	500	10	29.4	1.1	55.0
1920	2,000	40	4.8[1]	1.3	53.2
1925	2,000	40	32.3	0.8	56.3
1930	2,000	40	32.2	ng	56.2
1935	1,500	30	21.5	ng	59.4
1938	3,000	60	21.5	ng	36.0

1）1920年6月に4倍増資が行なわれたが，GE社の都合で増資株引受が一時的におくれたため比率が下ってあらわれた。

出所）前表に同じ。

(1)　持株比率　　3社の資本比率，持株比率は表3，4，5に示したとおりである。日本電気，東京電気の場合，WE社，GE社の持株比率が50%を越え，芝浦製作所の場合，GE社が30%前後で逆に三井家が50%以上を所有しており，前2社の場合，直接投資を受入れた時，既に日本側の従属的立場が決定的であったことが見てとれる。前2社の従属が決定的となった理由は第1に，日本電気の場合，前身が輸入代理業者で資本，技術基盤を持たず，WE社が政策上日本側に株式を配分したにすぎなかったし，東京電気の場合，電球市場での国際競争に敗れ，倒産寸前にGE社の出資を得たのであり，芝浦製作所の場合とはおかれた条件が異なっているということ，第2に，表で明らかなように日本電気，東京電気は急速に膨脹し，この過程で日本側株式は財閥金融機関に集中されてゆくが，直接投資の現実化の時点では，芝浦製作所が三井家に資金基盤を有したのに対し，前2社は財閥に基盤を持たず資金力が弱かったことである。しかし，芝浦製作所が他の2社より技術・資本の点で格段に有利な条件を持っていたとは言え，それがGE社の持株比率約30%に結果したとは言えないことにも注意が必要であろう[29]。前2社の場合，過半数持株支配が可能であった。

逆に芝浦製作所の場合，「株式の民主化」による少数持株支配の可能な戦後とは違って，GE 社の約30%の持株でもこの面での支配は不可能であった。

持株比率は役員比率にそのまま反映するわけではない。日本電気では，WE 社が過半数の役員を占めたのに対し，東京電気では日本側が過半数を占めた。芝浦製作所では当然日本側が多数であった。3社に共通していることは，WE 社，GE 社の役員が技術担当役員であり，技術問題に関しては彼らの指揮下にあったことである。GE 社と東京電気および芝浦製作所との「資本投下に際しての特約」によれば，「両社に於て工場建設，機械配置に付ては，GE 社設計の青写真を送附し之を指導すること」の一項があるが[30]，この項目は技術面での GE 社の強い発言力を示しており，GE 社の「斯る重役は一般経営面にも容喙せざるを常とした」[31]にもかかわらず指導が技術面にとどまらず経営面にも及んだことと考えられる。したがって日本電気を別にしても，東京電気，芝浦製作所において日本側役員が過半数を占めたにもかかわらず，技術面を GE 社役員が把握することによって，比率に必らずしも比例しない強い発言力を彼らが持ち得たことを強調する必要があろう。

(2) 技術支配　　3社の急速な発展の基礎に WE 社，GE 社の技術——単なる製造技術にとどまらず，生産管理・経営管理技術まで含んで——の独占があったことは言うまでもない。日本電気は WE 社所有の特許約1,000件の独占的使用権を得ていた[32]。東京電気，芝浦製作所も GE 社及び同系会社の特許の自由使用権を得ていただけではなく，「両社に於て解決困難なる技術的問題は GE 社に研究を依頼し得」[33]た。3社の WE 社，GE 社への技術寄生性は明ら

29) 前出「東芝社史」60ページ。GE社は当初持株比率をGE：芝浦＝51：49を主張し芝浦製作所もそれを受入れる意志であったが，契約直前に日本市場に不安を感じその比率を下げるよう申入れ，結局GE社の比率が下ったと芝浦製作所専務大田黒重五郎が語っている。過半数持株支配が企業支配の原則であるが，投資リスクを避けたのである。

30) 前出「外国会社の本邦投資」64ページ。本書の調査は1939年，東京電気と芝浦製作所が合併して東京芝浦電気となった後になされたので引用文のような表現となっている。

31) 前掲書，66ページ。

32) 前掲書，102ページ。

33) 前掲書，63ページ。

かである。技術支配の根幹は寄生性，依存性を体質化することによって自主開発能力を去勢することであるが[34]，さらに技術独占が資本の主要な競争手段である以上，3社への技術導入もアメリカ電機資本の競争手段としての効力を維持する仕組みを持っていた。第1に，高率の技術料は日本側企業の資本蓄積を阻害し技術開発投資を妨げると共に製品コストを上昇させ，競争力の上昇を抑制する。例えば，日本電気の場合，特許使用料，技術指導料として年間販売総額の約2%を支払った[35]。その額がいかに高いものであったかは次の事実によっても示されよう。1941年7月の「外国人関係取引取締規則」によってアメリカへの送金が不可能になった後，上の対価は日本政府の「特殊財産管理勘定」に供託されたが，終戦までの4年間の総額は約102万円である。この額は同時期の株式配当金（当時10%前後）241万円の約42%，WE 社の払込資本金の10%強を占めた程で，WE 社が技術独占でいかに高い利益を得たかを知り得る。東京電気，芝浦製作所も初期には年間売上高の1%，後には毎期利益の4%を技術指導料としてGE社に支払うことを特約で定めた[36]。第2に，クロスライセンス契約によってアメリカ電機資本は日本の電機技術の成果を確保した。東京電気，芝浦製作所の場合がそうであった[37]。両社の技術的従属は深まりこそすれ，独自の技術開発が自立の契機と成り得ず，技術水準の上昇がアメリカ電機資本との競争力の強化につながらない仕組みになっていた。

(3) 原材料支配　第1次大戦前の電機産業においては，関連工業——特に大容量機器製作に不可欠な工作機械工業——が未発展であり，また原材料——特に導磁材料の硅素鋼板— が不足しており，このために3社はいずれも原材料，部品，機械類を WE 社，GE 社に依存せざるを得ず，導入技術への依存はそのため一層高まらざるを得なかった。なぜなら，製品精度は原材料，部品，工作機の一元性を要求するからである。東京電気，芝浦製作所の場合は原材料，

34) 中村静治「戦後日本経済と技術発展」昭和45年，299-306ページ。
35) 前出「外国会社の本邦投資」108ページ。
36) 前掲書，64ページ。
37) 前掲書，63ページ。

機械類をGE社および関連会社から斡旋された[38]。日本電気の場合，日本製品を使用することが明らかに利益となる場合を除いては，WE社から購入することを義務とされた[39]。このような原材料，関連機械類の供給の独占は，3社に対する支配を強化する役割を持ち，一方でアメリカ電機資本の独占価格での市場確保を容易にすると共に他方で日本電機資本の技術構成に比べて価値構成を高めることにより，その競争力を奪う効果を持ったことに注意する必要がある。

(4) 市場支配と販路制限　アメリカ電機資本の市場進出は3社に対する直接投資によって，直接的，間接的に一層強化された。すでに述べたように3社は急速に成長し，国内市場の占拠率を高めたが，それはとりもなおさず3社を通じたアメリカ電機資本の市場進出を暗に語っている。直接的市場進出は第1に日本側企業に商業資本の役割を果させることによって，輸入サービス業，アフターケア，市場情報の入手を行なわせ，他企業との競争条件を有利にすることによって，第2に日本側企業を労働集約型の小容量機器，単純あるいは旧来の商品の生産に特化させ，独占利潤が保障された資本集約型の大容量機器生産をアメリカ側企業が独占することによって市場競争を忌避することによって容易になった。また原材料，関連機械類の供給独占が直接進出をより容易にすることは既に述べた通りである。またアメリカ電機資本は3社の製品の形をとって，直接進出の不可能な朝鮮，中国大陸の日本植民地にも，間接的に進出することが可能であった。GE社，WE社などのアメリカ電機資本は日本市場の支配のためには競争相手であるヨーロッパの電機資本を駆逐する必要があったが，そのために3社の労働者の劣悪な労働条件と低賃金を徹底的に利用した。その成功した典型は当のGE社のエジソン電球，ドイツ，イギリス，オランダの各電球会社の製品が激しい競争を行なっていたわが国の電球市場で，GE社が東京電気を支配下に収めた1905年以降，東京電気の手によってこれら各社の

38) 前掲書，65ページ。
39) 前掲書，106ページ。

電球を駆逐した例である。それがGE社の技術と東京電気労働者の低賃金長時間労働の結合にあったことは，それ以前にGE社の優秀な技術でも競争に結着がつかなかったことから明らかであろう。

アメリカ電機資本の対日直接投資の意図が日本の労働者階級の劣悪な労働条件と低賃金，さらに零細下請企業の収奪を梃子とした日本国内市場と日本帝国主義の「勢力圏」を含む大陸市場の支配であったことは多くの論者が共通して認めるところである。その際，彼らが最も恐れたことは提携先企業が彼らの技術と，まさに彼らが利用しようとした搾取収奪の諸条件とを結合して，強力な競争相手に成長し，市場競争が激化することであった。これを防止するためにとられた措置が，日本電機資本をアメリカ電機資本の経済的領域から排除する販路制限協定だった。日本電気の販売領域は日本国内および「満州」であった[40]。GE社と東京電気，芝浦製作所の販路協定については明らかでないが，日本国内，「満州」，南方諸領域に限られたようである[41]。

販路協定による市場制限は，3社がその生産能力を高めれば高める程大きな桎梏となったが，その実際の効果は2つの側面から判断する必要がある。東京電気はGE社との特約によって，協定地域外への輸出を禁止されていたが，後発の中小電球メーカーは国内市場を東京電気とすでに述べた東京電気の支配下にある電球カルテルに独占されたために輸出に頼らざるを得ず，ヨーロッパ，アメリカへ猛烈な安値輸出攻勢をかけた。このため「輸出先のアメリカでは，GE社は価格引上げをさけて新型の電球を生産してこれに対抗したが，ついに及ばず，1933年にアメリカ関税委員会に提訴」[42]するほどであり，東京電気がGE社から販路制限を受けなかったならば，恐らくヨーロッパ，アメリカの電球市場に急速に進出することは可能であったと思われる。少品種大量生産の電球部門では，一定の生産技術と資本基盤があれば低賃金を利用して外国市場に進出することは容易であった。日本電気の場合も，同様なことが言えるのであ

40）前掲書，104ページ。
41）前掲書，65ページ。
42）前出「電気機械工業」117ページ。

表—6 電気事業用品輸出先分布　　(単位千円)

年	中国	「関東州」	アジア	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
1910	120	277	73	ng	ng	231	703
1912	322	212	61	2	3	130	730
1914	584	398	112	ng	3	25	1,122
1916	2,310	879	2,376	1.206	69	579	7,419
1918	3,823	3,150	6,822	873	62	5,876	20,606
1920	6,693	3,821	4,870	1,252	1,000	2,447	20,083

1) 電気事業用品には電気機械類以外に銅線，絶縁電線などが加えられている。ヨーロッパ，アメリカは電球が大部分である。
出所）逓信省電気局「電気事業要覧」より作成。

ろう。すなわち，こうした部門では，販路制限は極めて有効に作用した。しかし，販路制限が発送変電機器類，電動機などの重電機についても同様な有効性を持ったかと言えばそうではない。日本の工業編成の中心は第1次大戦前は軽工業であり，輸出の中心は，第1次大戦後も繊維中心の軽工業であり，機械類の輸出は極めて少ない。電機産業においても，重電機器類，特に，大容量機器は一貫して輸入依存であって，輸出余力，輸出競争力は低位にとどまっている。表—6にみるようにアメリカ，ヨーロッパへの輸出が少ない原因は販路制限によるものではなくむしろわが国の当時の工業水準が規定する輸出構造に求められるべきであろう。したがって高度の機械工業技術と電機技術を必要とするこの部門では販路制限は有効な作用を十分に果したとは言えないであろう。しかしながら，販路制限によってアメリカ，ヨーロッパの市場を最初から断念せざるを得ず，生産を国内，植民地向けに限定したことは，高度の自主技術の開発を放棄することを意味し，わが国の電機産業に専ら国内と植民地市場相手の国際的に低い技術的性格を固定化する役割を果したことに注意すべきであろう。

以上，アメリカ電機資本の支配の問題を明らかにしたが，最後に電機産業に対する直接投資がなぜ合弁企業，提携企業形態をとったかについて述べておこう。すでに述べたように，堀江教授は直接投資の多くが上の形態をとった理由を，わが国企業が外国技術を必要としたからだとされている。また石崎昭彦教

授も「外資と提携することによって，その高度の技術を導入し，急激な発展を図ろうとした」[43]と技術獲得に求められている。竹内宏氏は欧米においては，電機資本の直接投資が相手国の国内市場進出のために最初から子会社を設立した例が多いのに対し，わが国においては国内企業が確立した後に，外国企業がそれらの企業の株式取得という形をとったことを一つの特徴と述べ，その理由を日本側企業が外国企業の技術の必要に迫られたとされているが，その際，わが国の電機資本が国際競争に敗北した結果，技術提携の必要にせまられ系列化されたことをより重視されている[44]。私はより具体的という点で氏の見解に賛成だが，氏の見解では，日本電気のように支社あるいは完全子会社の設立が自然であるにもかかわらずあえて合弁会社形態をとった理由を明らかにできない。次のことが指摘される必要がある。第1に電機産業が軍事的・政治的・経済的集中性を高める重要な手段を供給する産業であるために，官軍需市場の比重は高い。この市場での競争では政府，軍部との接触とそこからの情報が必要かつ重要であり，とりわけ軍需は戦争遂行の上からも，国産品を必要とするので，国内資本の方が外国資本より有利であり，外国資本と見做されやすい完全子会社は不利である。日本電気を合弁会社としたのはまさにこのためであった。東京電気，芝浦製作所の場合は直接投資の実現時はともかく，1920年代後半からは官軍需の重要性が飛躍的に高まったことを指摘しておく。第2にアメリカ電機資本にとっては合弁会社，企業提携形態による配当，技術指導料，原材料，関連機械輸出利益の獲得の方が，支社，完全子会社の設立によるよりも，直接投資の危険負担を減少させた上で投資効率をあげることができたからである。資本は武力によってであれ何であれ，対外投資が完全に保障されないかぎり，危険を避けるために合弁企業や企業提携による利潤確保を望むのである。また「国産品奨励」の政府の声が高かったことも第2の理由の範囲に含まれるだろう。

43）石崎昭彦，日本の資本主義化と外資，「神奈川大学商経論叢」第2巻第1号，昭和41年，228ページ。

44）前出「電気機械工業」111ページ。

おわりに

第1次大戦前のわが国の電機産業はいまだ形成期にあるが，すでにこの期にアメリカ電機資本の直接投資を必然化させたものは，政府の産業政策としての「自由」な国際競争の強制がもたらしたわが国電機産業の敗北であった。第1次大戦前の企業支配は，持株比率あるいは役員比率において直接的にあらわれ，それが技術支配，原材料，関連機械類の供給独占，市場分割と結合されていた。第1次大戦後には，技術支配を梃子とした原材料，関連機械類の供給独占，市場分割によるいわば間接的な支配が前面にあらわれる。具体的には日本電気，東京電気が大戦前の典型であり，富士電機，三菱電機さらには住友電工が大戦後の典型であろう。芝浦製作所が直接投資を受入れるのは戦前であるが，三井財閥の完全な支配下にあることから戦後の典型の過渡をなしたように思われる。，1920年代初頭の内外電機独占資本の新たな結合，国内中小電機資本の外資排除運動，帝国主義戦争開始による「外資始末」は別稿の課題としたい。